

第 10 号議案

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の
件

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称		事業の 名称及 び工区 の名称	施行地区及び工区に含まれ る地域の名称	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸国 際港都 建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部、鈴蘭	神戸国 際港都 建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部及び

業 鈴 蘭 台 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	台北町 3 丁目の一 部及び山田町小部 字西ノ岡谷の一部	業 鈴 蘭 台 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	鈴 蘭 台 北 町 3 丁 目 の 一 部
--	------------------------------------	--	--------------------------

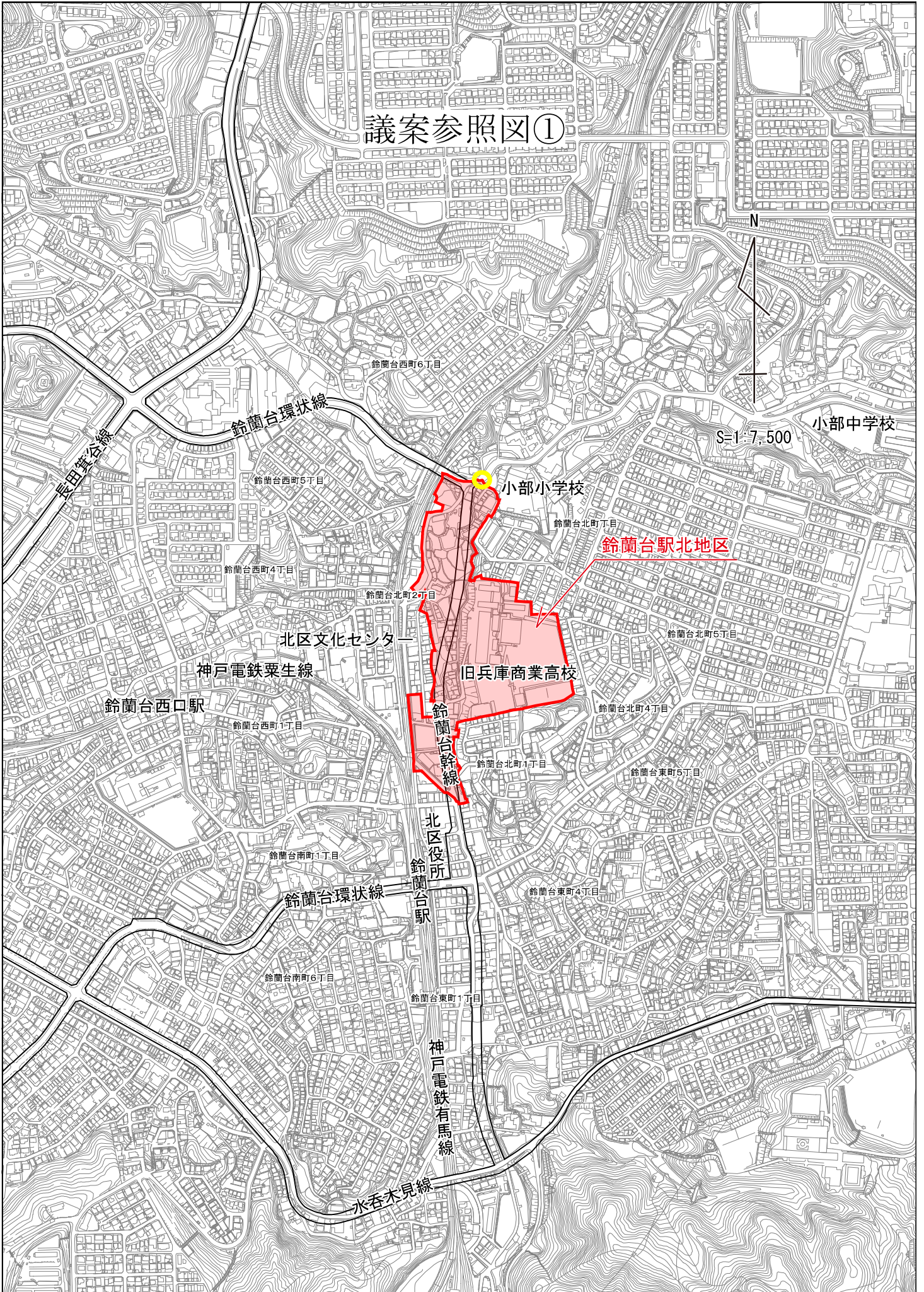
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

議案参照図①



議案参照図②

